

## 印紙税納税申告書（一括納付用）の記載要領等

- 1 この用紙は、印紙税法第12条第5項《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》に規定する預貯金通帳等に係る印紙税一括納付についての納税申告書（期限内申告書、期限後申告書、修正申告書）として使用してください。
- 2 「カ」や「同上」は、記載しないでください。  
また、税務署整理欄には、記載しないでください。
- 3 この用紙は、次により記載してください。  
なお、修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を記載します。
  - (1) 「作成年度」欄には、申告しようとする預貯金通帳等を作成した年（印紙税法第12条第1項に規定する期間の初日の属する年をいう。）を記載します。
  - (2) 「請求者」欄は、次のとおり記載します。
    - イ 「個人番号又は法人番号」欄には、請求者が個人の場合は個人番号を記載し、また、法人等の場合は、法人番号を記載します。
    - ロ 「住所」欄には、請求者の住所（請求者が法人等の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）を記載します。
    - ハ 「氏名又は名称」欄には、請求者が個人の場合は氏名を記載し、また、法人等の場合は、名称を記載します。
    - ニ 「代表者氏名」欄には、法人等の代表者の氏名を記載します。
  - (3) 「G29」欄には、納付すべき税額を記載します。
  - (4) 修正申告書を提出する場合には、「G30」欄に修正申告をする直前に提出した納税申告書の「G29」欄の金額又は修正申告の直前に受けた更正通知書若しくは決定通知書の調査額のうち「G29」欄に相当する金額を記載のうえ、「G31」欄にG29-G30の算式により計算した金額を記載するとともに、修正申告前の内容をそれぞれ該当欄の上部にかっこ書きします。
  - (5) 「期限後申告・修正申告をする理由・事情」欄には、期限後申告書を提出する場合は、法律で定める申告期限内に申告書を提出できなかった理由及び事情を記載し、また、修正申告書を提出する場合は、修正申告書を提出することとなった理由及び事情を記載します。
  - (6) 合併後存続する法人、合併により設立された法人又は人格のない社団等の財産上の権利義務を承継した法人等（以下「合併法人」という。）が、合併により消滅した法人等（以下「被合併法人」という。）の納税申告書を提出する場合は、次によって「申告者」欄を記載してください。
    - イ 「住所」欄には、合併法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
    - ロ 「氏名又は名称」欄には、合併時又は承継時の被合併法人の本店又は主たる事務所の所在地及び名称をかっこ書きし、「合併後存続法人」等と表示の上、合併法人の名称を記載します。
    - ハ 「代表者氏名」欄には、合併法人の代表者の氏名を記載します。